

第4章 子ども・若者施策と子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現

令和4年6月に制定された「こども基本法」の冒頭に、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」をめざすことがうたわれ、こうした社会について、「こども大綱」では「こどもまんなか社会」と明記されています。

この間、国において、「こどもまんなか応援サポーター」の募集が行われ、本市は、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年6月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。

こどもまんなか応援サポーター宣言

富山市は、「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「子育て日本一 とやま」を目指して取り組んでいくことを宣言します。

「こどもまんなか」の趣旨に賛同する個人や企業、団体の輪が広がり、「子育て日本一 とやま」となるよう、みなさん、一緒に取り組みましょう。

令和5年6月30日 富山市長 藤井 裕久

今後、「子育て日本一 とやま」をめざし、市民や企業、団体とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

➤ 基本目標Ⅰの施策の方向

施策1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成

- ◇ 子どもや若者にとって何が最も良いことかという視点を持ちながら各種施策に取り組めます。
- ◇ 「こどもまんなか」の趣旨に賛同する市民や企業、団体の取組の輪を広げ、社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成を図ります。

➤ 基本目標Ⅰの主要な取組

施策番号	取組	概 要	担 当
1	こどもまんなか推進事業	「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で子どもや子育てを支え、応援する気運の醸成と市民や企業、団体に「こどもまんなか」な取組の輪が広がるよう、「富山市こどもまんなか推進ロゴマーク」を活用しながら、広く啓発活動（看板設置、ポスター掲示、リーフレット配布など）を行います。	こども支援課

基本目標Ⅱ 子ども・若者が権利の主体であることの共有

日本は、平成6年4月に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に批准しました。その後、平成28年6月の児童福祉法の改正により、子どもの権利が明文化されるまでには、20年以上かかりました。令和4年6月に制定された「こども基本法」においては、すべての子どもは、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」が定められています。

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）や「こども基本法」等の趣旨についてまずは周知を図るとともに、子どもも若者も、地域社会を形成するひとりの市民として、ひとしくその人格や主体性が尊重されるよう啓発に取り組む必要があります。

あわせて、子ども・若者も、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう人権教育・啓発活動を推進するとともに、自分の考えや意見を表明できるよう機会の確保に努める必要があります。

このように、子ども・若者の権利についての市民の共通認識を深めることが、虐待や暴力、差別的取り扱いなど、子ども・若者への権利侵害の防止につながることを期待されます。

こうした取組を通じ、すべての子ども・若者の生きる権利が尊重される社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅱの施策の方向

施策1 子ども・若者の権利についての理解啓発

- ◇ 子ども・若者の権利について、市の広報紙やホームページ、出前講座等のほか、5月と11月の「こどもまんなか月間」や「人権週間」（12月4～10日）等を通じ、理解の啓発に取り組みます。
- ◇ 子ども・若者が、自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう人権教育・啓発活動の推進に努めます。

施策2 子ども・若者の意見表明の機会確保

- ◇ 子ども・若者が自分の言葉で考えや意見を地域や学校等で表明することができるよう環境づくりに努めます。
- ◇ 子ども・若者へのアンケート等を定期的の実施するなど、子ども・若者の意見表明の機会の確保に努めます。

施策3 子ども・若者の権利侵害の防止

- ◇ 児童虐待の防止等について、市の広報紙やホームページ、出前講座等を通じ、啓発に取り組みます。
- ◇ 障害のある子ども・若者が、学校や職場、地域等において、障害を理由に不当な差別的取り扱いを受けることのないよう人権教育・啓発活動の推進に努めます。

施策4 ジェンダー平等の推進

- ◇ 子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げられるよう学校教育や社会教育においてジェンダー平等の啓発に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅱの主要な取組

施策 番号	取組	概 要	担 当
1・3	広報活動の推進	子ども・若者の権利や児童虐待の防止等について広く普及を図るため、市の広報紙やホームページ、SNS、ポスター、リーフレット等により、わかりやすく情報を発信します。	こども支援課 こども健康課
1・3	啓発活動の推進	出前講座のほか、「人権週間」（12月4～10日）や「こどもまんなか 児童福祉週間」（5月5～11日）、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」（11月）など様々な機会を通じ、子ども・若者の権利や児童虐待の防止等について啓発します。	こども支援課 こども健康課
1・3	人権教育の推進	人権教育や人権教育推進研修会、人権教育の指導事例集等を通じ、児童生徒及び教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心を育みます。	学校教育課
2	子ども・若者向けアンケート等の実施	子ども・若者から意見等を聴き、施策の立案、実施、評価等に反映するため、定期的にアンケート等を実施するなど、意見表明の機会を設けるよう努めます。	こども支援課 関係各課
3	障害のある子ども・若者への差別の解消	障害のある人への差別の解消に向け、市の広報紙やホームページ、SNS、パンフレット等のほか、出前講座や「障害者週間」（12月3～9日）など、様々な機会を通じ、障害への理解や配慮について啓発します。	障害福祉課 こども健康課
4	ジェンダー平等の啓発	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行や小学3～6年生を対象に男女平等意識を育む啓発冊子「自分らしく生きる」の配布を行います。	市民協働相談課

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに成長するためには、妊娠期から出産期、乳幼児期にかけた切れ目のない支援や子どもが小学校、中学校、高等学校等へ進学する際の関係機関の連携を含む学童期から思春期にかけた支援の充実が求められ、保健・医療、福祉、教育等の分野が連携し、各地域で子どもや子育て当事者を支えておられる方々とともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進める必要があります。

また、子どもたちが自己肯定感を高め、協調性や社会性、たくましく生きる力を養っていくためには、学校等の教育環境のほか、遊びや様々な体験を得られる環境を大切にしながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

一方、令和4年6月の児童福祉法の改正により、妊婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世帯包括支援センター」と、虐待や貧困といった問題を抱える家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することとなり、本市では同センターを令和6年4月に開設しました。こども家庭センターを中心に、関係機関と連携して支援に取り組んでいきます。

また、学童期においては、いじめや不登校が大きな課題となっています。不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、課題解決に向け引き続き取り組んでいく必要があります。いじめの認知件数も近年増加しており、「いじめの定義」を限定的に解釈することなく、これまで以上に積極的な把握に努めるとともに、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に取り組んでいく必要があります。

こうした課題を解消し、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが豊かに育つことのできる社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅲの施策の方向

施策1 母子保健サービスの充実

- ◇ 妊娠、出産、子育てについての正しい知識の啓発に努めるとともに、不妊・不育症への支援を行います。
- ◇ 母子健康手帳・ママ手帳の交付はもとより、妊婦が安心して過ごすことができるよう訪問指導や健康診査、予防接種、医療費助成等を行います。
- ◇ 支援の必要性の高い乳幼児とその保護者を支援するため、母親の産後の心身のケアをはじめ、専門的相談や育児・家事援助、医療費助成等を行います。
- ◇ 「こども家庭センター」を中心に、関係機関と連携して、児童福祉と母子保健の両面からの一体的な相談支援を行うとともに、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援に努めます。

施策2 食育の推進

- ◇ 子どもが様々な「食」の経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を養い、健全な食生活を送ることができるよう育みます。

施策3 小児医療の充実

- ◇ 地域の医療機関と連携し、質の高い周産期医療の提供と小児医療の充実を図るとともに、地域の医療機関の休診時（休日・夜間）の救急医療の提供に努めます。

施策4 学校教育の充実

- ◇ 児童生徒が自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育に取り組みます。
- ◇ 安心・安全で質の高い教育環境の整備に努めます。

施策5 子どもの遊びや体験のための環境の整備

- ◇ 児童館や公園、図書館など、地域の子どもたちの遊びや体験の拠点の環境整備に努めます。
- ◇ 様々な体験や交流、イベント等を通じて子どもたちの協調性や社会性等が育まれるよう環境づくりに取り組みます。

施策6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり

- ◇ 交通事故や犯罪、インターネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努めます。
- ◇ 安心して子育てできるよう住まいの確保、道路や歩道、街灯の整備と除雪を含む維持管理、通学にも使用する公共交通の活性化、防災体制の強化等に取り組みます。
- ◇ 施設や歩道等のバリアフリー化に努めます。

施策7 心とからだの健康づくり

- ◇ 悩みを抱える子どもが相談しやすい環境をつくるなど、心の健康づくりに取り組みます。
- ◇ 生活習慣病や喫煙、薬物等についての正しい知識の啓発に努めるとともに、体育の学習や体育的行事以外での運動習慣の定着を図るなど、からだの健康づくりを推進します。

施策8 子どもに対する相談体制の充実

- ◇ 悩みを抱える様々な子どもからの相談に対応する相談体制の充実を図ります。

施策9 不登校の子どもへの支援

- ✧ 学校と家庭、関係機関との連携を図り、不登校児童生徒に対する支援体制の確立と、学校等の取組を支援するための教育条件等の整備を進めます。
- ✧ 子どもが、居場所を見つけ、誰かとつながり、幸せな状態で成長できるよう、支援に努めます。

施策10 いじめや不適切な指導の防止

- ✧ 学校と家庭、地域、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止とともに、早期に発見、対応し、解消に努めます。
- ✧ 教員の資質向上を図り、不適切な指導の防止に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅲの主要な取組

施策番号	取組	概 要	担 当
1	啓発活動の推進	妊娠、出産、子育てについての正しい知識や関心を高められるよう、企業向け妊娠・子育て応援シンポジウムやパパママセミナー、お父さん・お母さんの子育て講座等を開催します。	子育て支援センター こども健康課 保健福祉センター
1	不妊・不育症への支援	不妊に関する適切な情報提供や相談に対応するとともに、特定不妊治療費や不育症の検査費や治療費の一部を助成します。	こども健康課 保健福祉センター
1	妊婦一般・歯科健康診査事業（妊婦に対する健康診査事業）	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に、必要に応じて、医学的検査を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1	訪問指導等の実施	必要に応じて、妊婦や未熟児・乳幼児のいる家庭に対し、訪問や来所、電話等によって健康管理や日常生活指導を行い、疾病等の予防や早期治療を促します。	こども健康課 保健福祉センター
1	産後ケア事業	まちなか総合ケアセンター内の産後ケア応援室において、出産退院直後から産後4か月までの母子に対し、デイケアや宿泊等のサービスを提供し、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高めるとともに、安心して子育てができるよう支援します。また、「助産師ほっとライン」を開設し、24時間電話相談に対応します。さらに、指定の産科医療機関において、産後1年未満の母子に対し、デイケアや宿泊等の産後ケアを提供します。加えて、指定の助産院において訪問型の産後ケアを行います。	まちなか総合ケアセンター こども健康課
1	乳幼児健康診査等の実施	乳幼児の発育・発達状況等を確認するため、健康診査を実施し、疾病等の早期発見や適切な指導等を行います。また、幼児を対象とした歯科健康診査を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげます。	こども健康課 保健福祉センター
1	出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と妊娠時と出産後にギフトを支給する「経済的支援」を一体的に提供します。	こども健康課 保健福祉センター

施策 番号	取組	概 要	担 当
1	産前産後・養育 支援訪問事業	支援を必要とする家庭に対し、保健師、臨床 心理士、栄養士等が家庭を訪問する専門的 相談支援を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1	予防接種の実施	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延 を防止するため、乳幼児等に対し、法に基づ く予防接種（ＢＣＧ、日本脳炎、ジフテリア・ 破傷風、ジフテリア・百日せき・破傷風・ ポリオ・ヒブ（５種混合）、麻しん風しん、 小児肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス 感染症、水痘、Ｂ型肝炎）を行います。	保健所保健予防課
1	医療費等の助成	妊娠にかかわる疾病や未熟児の養育、小児 慢性特定疾病の療養に要する医療費の一部 を助成するとともに、中学３年生までの 子どもの入院及び通院にかかる医療費を 助成します。	こども福祉課 保健所保健予防課
1・8	「こども家庭セ ンター」の開設	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに 対し、児童福祉と母子保健の両面から 一体的に相談支援を行います。	こども健康課 保健福祉センター
1	関係機関等連携 会 議（切 れ 目 ない子育て支援 体制構築事業）	すべての妊産婦等が、安心して妊娠、出産、 子育てを行い、子どもが健やかに育つよう 環境を整備するため、市内の関係機関等の 連携会議を実施し課題の整理、対応策の 検討を行います。	こども健康課
2	食育の推進	赤ちゃん教室等で栄養士による講話及び 離乳食の試食提供を行うなど、乳幼児期に おける「食」の体験機会を提供するととも に、保育施設や学校等において「食」に関す る理解や体験を深めます。	こども健康課 保健福祉センター こども保育課 学校保健課
3	小児医療の充実	地域の医療機関と連携し、質の高い周産期 医療の提供を図るとともに、地域の医療 機関の休診時（休日・夜間）に富山市・医師 会急患センターにおいて初期救急診療を 行います。	福祉政策課
4	学校教育の推進	小・中学校において、児童生徒の確かな学力 の定着を図るとともに、豊かな心と健やか なからだを育みます。また、一人ひとりの 子どもをその子らしく最大限の可能性を 引き出して育てることをめざした教育 （イエナプラン教育）の要素の導入、問題 解決的な学習の推進、キャリア教育の推進、 ＩＣＴの活用等により、主体性を育みます。	学校教育課

施策番号	取組	概 要	担 当
4	教育環境の整備	スクールカウンセラー等を配置して教育相談体制の整備を図るとともに、特別支援教育の推進や医療的ケア児の受入体制の整備など、特別な支援を必要とする児童生徒への支援に努めます。また、学校施設の整備やICTを活用した教育環境の整備等を推進するとともに、教員の資質向上などに取り組みます。	学校教育課 学校保健課 学校施設課 教育センター
5	遊びや体験の拠点の環境整備	地域における子どもたちの遊びや体験の拠点である13か所の児童館を維持していくほか、子どもの読書環境の整備、子どもたちにとって魅力ある公園づくりを進めます。	こども支援課 図書館 公園緑地課
5	14歳の挑戦	市内の全中学2年生が5日間の職場体験、福祉・ボランティア活動を行う「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」を実施します。	学校教育課
5	体験の場づくり	小中学校において、音楽や演劇等に触れる機会をつくるなど、体験活動の充実に取り組みます。また、学校の放課後や休業日にスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施する「子どもかがやき教室」（放課後子ども教室）を開設するとともに、様々な体験活動等を行う児童クラブや青少年団等を支援します。そのほか、多様な体験機会の創出に努めます。	学校教育課 生涯学習課 こども支援課 関係各課
6	交通安全対策の推進	保育所及び幼稚園において、小学校への登校を見据え、基本的な交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催するとともに、小学校において、スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）を配置するなど、通学路交通安全プログラムに沿って通学路の安全対策に取り組みます。	生活安全交通課 学校教育課 関係各課
6	防犯対策の推進	地域が主体となった防犯活動を支援し、地域や警察と連携した防犯対策を行います。	生活安全交通課
6	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	少年補導委員だよりやリーフレット等により、青少年の非行防止や健全育成に関する意識啓発を行います。また、青少年を取り巻く様々な有害環境の的確な把握と浄化に取り組みます。さらに、インターネットにかかわるトラブルの未然防止と子どもが情報を適切に選択・発信できるようになるよう、情報モラル教育等の推進に取り組みます。	生活安全交通課 学校教育課 教育センター

施策 番号	取組	概 要	担 当
6	住環境の整備	低所得者世帯に低廉な家賃の市営住宅を提供するとともに、公共交通沿線の民間賃貸住宅に転入・転居するひとり親家庭等に家賃の補助を行います。	居住政策課 市営住宅課
6	こどもまんなか 運賃無料化	「こどもまんなか応援サポーター宣言」に伴い、市営コミュニティバスと地域自主運行バスの小・中学生の運賃無料化に取り組みます。	交通政策課
6	バリアフリー化 の推進	乳幼児や障害のある児童等と同伴する人が、道路や公共施設、公共交通施設等を円滑に利用できるよう障壁のない都市空間づくりを進めます。	こども支援課 関係各課
6	防災対策の推進	地域が主体となった防災活動を支援するとともに、子どもの頃から防火、防災に関する知識を身につけ、自分の命を守ることができるよう教室を開催します。	防災危機管理課 消防局予防課
7	心の健康づくり	子どものSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、悩みを抱える子どもからの相談に対応するため、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、必要に応じて、適応指導教室等において支援を行います。また、保健所において、精神科医師や公認心理師等による相談を実施するとともに、悩んでいる人の変化に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成に取り組みます。	学校教育課 教育センター 保健所保健予防課 保健福祉センター
7	からだの健康づくり	「すこやか教室」や「いきいき健康教室」等を通じ、生活習慣病や喫煙、薬物等について正しい理解を深める健康教育に取り組むとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援するなど、スポーツに親しむ環境づくりを進めます。	学校保健課 保健所地域健康課 スポーツ健康課 保健福祉センター

施策 番号	取組	概 要	担 当
8	子どもに対する 相談体制の充実	悩みを抱える子どもからの相談に対応するため、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校や特別支援についての相談会の開催や外国人相談員の配置調整など、様々な相談に対応します。また、自分から悩みを言い出しづらい子どもが相談したいときに意思表示することができるよう、一人1台端末を用いて相談申込みができるようにします。さらに、子育て支援センターにおいて、「子どもほっとダイヤル」を開設し、子どもからの電話相談に対応します。	学校教育課 教育センター 子育て支援センター
9	不登校対策	市内2か所に適応指導教室を設置し、不登校児童生徒への集団生活への適応力を高め、社会的自立に向けた支援を行います。また、市内社会施設等において、不登校児童生徒を対象とした体験活動を行います。加えて不登校児童生徒の保護者が幅広く情報を得られるよう、民間フリースクール等と連携した不登校相談会を実施します。	学校教育課 教育センター
9	校内サポートル ームの設置	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、思い思いの過ごし方によって心のエネルギーをたくわえることができるような居場所を整備します。	学校教育課
10	いじめの解消	児童生徒や教員の人権意識を高め、「いじめ発見」チェックリストを活用するなどしていじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめ事案には、関係機関等と連携し、早期に対応していじめを解消します。	学校教育課
10	教員による不適 切な指導の防止	教員研修の機会等を通じ、不適切な指導の防止を徹底します。	学校教育課

基本目標Ⅳ 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり

不登校やひきこもり、ニートなど、子ども・若者が抱える問題が深刻化し、従来の教育、福祉、保健・医療、雇用等の縦割りによる対策では限界が生じたため、各分野の連携、協働が求められたことを背景に、平成21年7月、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、「子ども・若者育成支援推進大綱」のもと支援施策を行うこととされました。

令和4年6月に「こども基本法」が制定され、同法に基づき国において定められる「こども大綱」に「子ども・若者育成支援推進大綱」が含まれることとなりました。

令和5年12月に決定された「こども大綱」においては、青年期に当たる若者について、「大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期」にあり、「自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる」としています。そして、こうした状況に対応する施策として、「高等教育の修学支援、高等教育の充実」、「就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組」、「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」などを掲げています。

なお、ひきこもりやニートなど、制度の狭間にある問題を含む複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法に基づき、令和4年4月に「富山市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現のため、持続可能な支援体制の構築をめざして事業の推進に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、本市における若者施策を推進し、若者が尊重される社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅳの施策の方向

施策1 高等教育の修学支援

- ◇ 若者が、その家庭の経済状況等にかかわらず、自ら選択する大学等の高等教育機関に進学し、修学できるよう支援します。

施策2 就業支援と生活支援

- ◇ 若者が、自ら選択するキャリアをスタートし、また、ステップアップできるよう就業や転職、起業等を支援します。
- ◇ 障害者の雇用機会の確保に努めます。
- ◇ 就職や転職等を契機に富山市で暮らしたいと若者に思ってもらえるよう取り組みます。
- ◇ 生活に困窮する若者が自立した生活を送ることができるよう支援します。

施策3 若者やその家族に対する相談体制の充実

- ◇ ひきこもりやニート、不安を抱える若者が、地域社会から誰一人取り残されることのないよう相談体制の充実を図ります。

➤ 基本目標Ⅳの主要な取組

施策 番号	取組	概 要	担 当
1	高等教育の修学 支援	福祉奨学資金やひとり親家庭奨学資金、富山 で働く人材応援奨学資金などにより、生活保 護世帯やひとり親世帯等の若者が大学等に 進学し、修学できるよう支援を行います。	生活支援課 こども福祉課 商工労政課 学校教育課
2	若者の就業・ 起業支援	富山広域連携中枢都市圏（富山市、滑川市、 舟橋村、上市町、立山町）による合同企業 説明会や県内外の大学において開催する イベント等を通じて若者の本市での就業を 促進するとともに、起業にあたっての経営 相談・指導、資金面の支援などを行います。 また、特別支援学校の生徒の就業体験を 受け入れた事業主に対して助成金を交付 し、障害者の就業に対する支援を行います。	商工労政課
2	若者の生活支援	様々な事情により経済的に困窮し、最低 限度の生活を維持することができなくなる おそれのある場合は、生活困窮者自立支援 制度等の活用により、社会的・経済的な自立 と生活向上のための支援を行います。	生活支援課
3	重層的支援体制 の整備	長期にわたりひきこもりの状態にあるなど 自ら支援につながる事が難しい方に対 し、本人と直接対面したり継続的な 関わりを持つために、信頼関係の構築に 向けた丁寧な働きかけを行うなど必要な 支援を届けます。また、社会とのつながり をつくるため、本人のニーズを踏まえた支援 メニュー作りや受け入れ先とのマッチング を行い、本人への定着支援と受け入れ先の 支援を行います。	福祉政策課 関係各課
3	身近な相談を受 け止める体制の 整備	本市には、身近に立ち寄ることができる 行政窓口であり、地域での暮らしや生活に ついて相談ができる73カ所の地区センター と保健、福祉をはじめとする様々な相談が できる7カ所の保健福祉センターがありま す。これらの相談機能の周知と充実に努め ます。また、保健所において、精神科医師や 公認心理師等による相談を実施するととも に、「ゲートキーパー」の養成に取り組ま します。	地域コミュニティ推進課 保健所保健予防課 保健福祉センター

基本目標Ⅴ 子育て家庭への支援

子どもの健やかな育ちは、一人ひとりの子どもやその保護者の幸せにつながり、子育て家庭を支えることは、次代の地域の担い手を育成する重要な未来への投資であり、各地域で子どもや子育て当事者を支えておられる方々とともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等家庭をめぐる環境が変化する中、子どもを育む力の持続、向上が求められています。そのため、子育て支援ガイドブックや子育て支援ウェブサイト「育さぽとやま」をはじめ、様々な媒体を通じ、子育てに関する情報をわかりやすく提供していく必要があります。また、子育て当事者が孤立しないよう、こども家庭センターや各保健福祉センター、子育て支援センター等において子育て当事者からの相談に対応するほか、親子サークルを実施し、子育て当事者の仲間づくりの支援を行う必要があります。さらに、子どもの心身の状況や保護者の就労状況を踏まえた保育サービスや学童保育の提供などが求められています。

また、負担感や不安感の一つの要因として、就労と子育ての関係性が挙げられます。子育て当事者のみならず、企業等にも働きかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進やジェンダーギャップの解消等による共働き・共育てしやすい環境づくりなどに取り組んでいく必要があります。

これらの取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てる中で喜びや生きがいを感じ、すべての子どもが豊かに育つことのできる社会の実現をめざします。

➤ **基本目標Ⅴの施策の方向**

施策1 保育サービス等の充実

- ◇ 保育所、幼稚園、認定こども園等における幼児教育・保育の体制の確保に取り組むとともに、幼児教育・保育の質の向上や事故防止等に努めます。
- ◇ 延長保育や一時預かり、病児保育などの「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保に努めます。

施策2 家庭や地域における子育て環境の充実

- ◇ 子育て支援の重要性について関心と理解を深め、家庭や地域における子育て支援活動への参画を促進します。
- ◇ 放課後児童健全育成事業の提供体制の確保に努めます。

施策3 子育て当事者に対する相談体制の充実

- ◇ 子育て当事者が、子育てに悩み、孤立することがないように、こども家庭センターや子育て支援センター等における相談体制の充実を図ります。

施策4 子育て情報の発信

- ◇ 子育て支援ガイドブックや「育さぽとやま」をはじめ、様々な媒体を通じ、子育て当事者が必要とする情報の発信に努めます。

施策5 雇用環境の整備

- ◇ 企業等に対し、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業等を取得しやすい環境づくりなどを働きかけることにより、共働き・共育てを支援します。

➤ 基本目標Vの主要な取組

施策番号	取組	概要	担当
1	教育・保育事業	保育及び幼児教育における必要な体制を確保するとともに、私立認定こども園等への指導監査や保育士等への研修等による保育及び幼児教育の質の向上や不適切保育の防止に取り組みます。また、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労要件を問わず柔軟に保育施設等が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の受け皿の確保に努めます。	こども保育課 学校教育課 指導監査課
1	利用者支援事業（特定型）	保育所、幼稚園、認定こども園等のほか、地域の子育て支援に関する情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談に対応するとともに、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。	こども保育課
1	私立認定こども園等への支援	私立認定こども園等における施設整備や人材確保、保育士等の処遇改善や資格取得など、必要な支援を行うとともに、事故防止や防犯・防災対策への取組を促進します。	こども保育課
1	延長保育事業（時間外保育事業）等	保護者の就労状況等による多様なニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育が必要な子どもを預かる延長保育や、休日や年末における保育を実施します。	こども保育課
1	預かり保育事業等（一時預かり事業）	幼稚園等においては、希望者に対し、通常のエデュケーション時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中等に教育（保育）を行います。また、保育所等における一時預かり保育事業やファミリー・サポート・センター事業（子どもの預かりを希望する保護者（依頼会員）と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業）、トワイライトステイ（保護者が不在となる夜間や休日に児童養護施設等で子どもを預かる事業）を行います。	学校教育課 こども保育課 こども健康課 子育て支援センター
1	病児・病後児保育事業（病児保育事業）	病気や病後回復期の子どもや突然の発熱等で集団保育が困難な子どもに対し、保育所や病院等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育等を行います。	こども保育課 まちなか総合ケアセンター
1	短期入所生活援助事業（子育て短期支援事業）	保護者の出産や疾病等により、家庭において養育が一時的に困難になった子どもに対し、児童養護施設等において一定期間養育・保護するショートステイを行います。	こども健康課

施策 番号	取組	概 要	担 当
1	異年齢児保育の 推進	異年齢児との生活を通じ、社会性や他人を 思いやる心を育てる保育を推進します。	こども保育課
2	家庭や地域に おける子育て 気運の醸成	市の広報紙やホームページ、SNS等 により、子育て支援の重要性についての啓発 に努めるとともに、子育て意識を醸成する ため、お父さん・お母さんの子育て講座や 孫育てセミナー、世代間交流事業などを 実施します。	こども支援課 子育て支援センター 生涯学習課
2	放課後児童クラ ブ等（地域児童 健全育成事業、 放課後児童健全 育成事業）※	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生 に対し、社会福祉法人等が生活の場を提供 する「放課後児童クラブ」や「地域ミニ放課 後児童クラブ」を支援するとともに、小学校 の余裕教室を活用して遊びや生活の場 （「子ども会」）を提供します。	こども支援課
2	子どもかがやき 教室（放課後子 ども教室）※	学校の放課後や休業日にスポーツや文化 活動等の様々な体験・交流活動を行う場と して開設します。	生涯学習課
3	「こども家庭セ ンター」の開設 【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに 対し、児童福祉と母子保健の両面から 一体的に相談支援を行います。	こども健康課 保健福祉センター
3	子育て支援セン ター事業（地域 子育て支援拠点 事業）	子育てに関する相談等に対応するととも に、親子サークルや子育てサロンを開催し、 子育て親子の交流を通じ、子育てへの不安 や孤立感を解消します。また、「子育て相談 電話」を開設し、子育てへの不安や孤立感の 解消に取り組みます。	子育て支援センター
3	子育て支援隊の 実施	子育てボランティアを育成し、子育て支援 センター未開設地域において子育てに関す る身近な相談に対応します。	子育て支援センター
3	保育所等や児童 館における親子 サークル等の充 実	保育所、幼稚園、認定こども園及び児童館に おいて、子育てへの不安や孤立感を解消す るため、親子サークル活動を実施します。ま た、保育所等に子育て支援スペース等を 整備し、保育士が身近な相談に対応します。	こども保育課 学校教育課 こども支援課
4	子育て情報の発 信	子育て支援ガイドブックや「育さぽとや ま」、市の広報紙、SNS等を活用し、 子育てに関する情報をわかりやすく提供し ます。	こども支援課

施策 番号	取組	概 要	担 当
5	共働き・子育て への支援	多様で柔軟な働き方を実現するため、女性が活躍できる環境づくりに取り組む事業主を支援するほか、市内中小企業等に対し、テレワーク等の活用や短時間勤務制度の導入など、働きやすい環境づくりの推進について働きかけます。	商工労政課
5	ワーク・ライフ・ バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成に向け、情報交流誌「あいのかぜ」、出前講座、「男女共同参画とやま市民フェスティバル」など、様々な機会を通じて啓発を行います。	市民協働相談課

国の「放課後児童対策パッケージ」の推進に向け、地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業、子どもかがやき教室の3事業（前ページ表中※）について次のとおり取り組みます。

＜地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業、子どもかがやき教室＞

- ① 校内交流型の事業については、令和11年度までに30か所の実施を目指す。また、放課後子ども総合プラン運営委員会において、実施状況を検証し、連携方策について検討する。
- ② 実施に関する教育委員会と市長部局の具体的な連携方策については、指導員に対する研修を合同で開催するほか、放課後子ども総合プラン運営委員会において検討する。また、必要に応じて総合教育会議において協議する。
- ③ 小学校の余裕教室等の活用については、学校教育に支障が生じないよう配慮しながら一層の推進を図る。
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策については、必要に応じ、関係機関と連携して適切な対応に努める。

＜地域児童健全育成事業、放課後児童健全育成事業＞

開設時間の延長については、地域の実情を踏まえ、実施団体等に時間延長の働きかけを行う。

基本目標Ⅵ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、社会的養護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見、早期支援がますます重要となっています。そのため、母子健康手帳の交付時の妊娠早期から職員が関わるとともに、妊婦や親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う支援が求められます。

児童虐待の問題については、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等が改正され、「子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）」、「児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）」、「親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）」が新設されるなど、要保護児童等の支援の充実が図られました。

また、ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことをいうとされています。しかし、ヤングケアラーに該当するかどうかは、その置かれている状態のみから判断することは容易ではなく、困っていることに気づいていない場合もあれば、困っていない場合もあります。そのため、周囲の関係者が互いに情報を共有して状況を把握し、関係機関と連携して対応していく必要があります。

子どもの貧困対策について、令和6年6月の法改正により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められるとともに、基本理念には、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐこと」、「妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われる」こと、「こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく」、「こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進」されるべきことが明記されました。こうした状況を踏まえ、子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、経済的困窮にある世帯の子どもや親に対する経済的支援や就労支援等に社会全体で取り組んでいく必要があります。

これらの取組を通じ、誰一人取り残されることのない社会の実現をめざします。

➤ 基本目標Ⅵの施策の方向

施策1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応

- ◇ 関係機関と連携し、要保護児童等への支援に努めます。
- ◇ 児童虐待の防止に向けた啓発に取り組むとともに、関係機関等と連携し、虐待を受けた児童等の早期発見、適切な保護等に努めます。

施策2 ひとり親家庭等への支援

- ◇ ひとり親家庭の相談体制を確保するとともに、自立に向け、住居や養育費の確保にかかる支援のほか、親に対する就労支援等に取り組みます。
- ◇ 配偶者等からの暴力（DV）の被害者とその子どもの相談に対応するとともに、自立に向けた支援等に努めます。

施策3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援

- ◇ 障害児相談支援や障害児通所支援等の提供のほか、発達障害のある児童とその家族への支援、補装具等の支給などにより、障害のある児童の日常生活や社会生活を支援します。
- ◇ 日常生活や社会生活を送る上で恒常的に医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築やサービスの円滑な提供に努めます。

施策4 ヤングケアラーへの支援

- ◇ ヤングケアラーについて周知を図るとともに、実態の把握と必要な支援の提供に努めます。

施策5 子育てに対する経済的支援

- ◇ 子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めるとともに、多子世帯等への支援に取り組みます。

施策6 子どもの貧困解消対策

- ◇ 現在の子どもの貧困を解消しつつ将来の子どもの貧困を防ぎ、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、貧困の状態にある子どもとその家庭に対する支援に取り組みます。

➤ 基本目標Ⅵの主要な取組

施策 番号	取組	概 要	担 当
1・4	「こども家庭センター」の開設 【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行います。	こども健康課 保健福祉センター
1・6	要保護児童等への支援	要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関等と連携して要保護児童の早期発見、適切な保護に努め、必要に応じて、児童養護施設において保護します。また、要支援児童、特定妊婦に対しても適切な支援を行います。	こども健康課 関係各課
1・6	産前産後・養育支援訪問事業 【再掲】	支援を必要とする家庭に対し、保健師、臨床心理士、栄養士等が家庭を訪問する専門的相談支援を実施します。	こども健康課 保健福祉センター
1・4 ・6	子育て世帯訪問支援事業	家事や育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぎます。	こども健康課 保健福祉センター
1・4 ・6	ヤングケアラーへの支援	市の広報紙やホームページ、SNS、ポスター、リーフレット等により、ヤングケアラーについての認識と正しい理解の啓発に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等といった関係機関と連携して対応します。	こども健康課 関係各課
1・6	児童虐待への対応	地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	こども健康課
1・6	遺児等への支援	交通事故により主に生計を維持していた両親または片親を亡くした交通遺児に対して福祉金や見舞金を支給するとともに、犯罪被害者またはその家族のうち県内の大学等に進学する若者に対して奨学資金を給付します。	生活安全交通課
2・6	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成のほか、養育費確保のための公正証書等の作成費用の助成や公共交通沿線の民間賃貸住宅に転入・転居するひとり親家庭等への家賃補助等を行います。	こども福祉課 居住政策課
2・6	ひとり親家庭への就労支援	母子家庭等就業・自立支援センターや母子父子自立支援員等による相談体制を確保するとともに、母子家庭等自立支援給付金等の支給、病児保育事業やファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の利用料の軽減のほか、ひとり親雇用奨励金による雇用の促進と安定等に取り組みます。	こども福祉課 こども保育課 こども支援課 子育て支援センター 商工労政課

施策 番号	取組	概 要	担 当
2	D V被害者とその子どもへの支援	市の広報紙やホームページ等により、D V相談窓口の周知を図り、相談に対応するとともに、自立に向けた支援等を行います。	市民協働相談課 男女共同参画推進センター こども福祉課
3	障害のある児童への支援	障害児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援、移動支援や日中一時支援、短期入所（ショートステイ）等の提供のほか、発達障害のある児童とその家族によるペアレントトレーニング等の実施、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の補助などを行います。また、保育所等や学校において、障害児保育や特別支援教育に取り組みます。	こども健康課 障害福祉課 こども保育課 学校教育課 保健福祉センター
3	医療的ケア児への支援	医療的ケア児支援コーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援体制の構築や多分野にまたがる支援の利用調整に取り組みます。また、保育所等や学校において、医療的ケア児への対応を行います。	こども健康課 こども保育課 学校教育課 学校保健課 保健福祉センター
5	子育て世帯への経済的支援	児童手当を支給するとともに、子どもの入院及び通院にかかる医療費を助成します。このほか、世帯の年収などに応じて保育料等の軽減を行います。	こども福祉課 こども保育課
6	子どもの貧困の解消に向けた教育の支援	生活保護世帯等を対象とした就学援助や学習支援、奨学資金等の給付、ひとり親家庭を対象とした学習支援や奨学資金の給付等を行います。	学校教育課 生活支援課 こども福祉課 商工労政課
5・6	市営住宅等の提供	低所得者世帯に対し、低廉な家賃で市営住宅を提供します。中堅所得者の子育て世帯に対しては、減額した家賃で特定公共賃貸住宅を提供します。	市営住宅課
6	生活困窮世帯への支援	経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が難しい生活困窮世帯に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の活用により、貧困の解消に向けた支援を行います。	生活支援課